

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	金属くず業台帳
地方公共団体の機関	広島県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織等の名称	生活安全部生活安全総務課
個人情報ファイルの利用目的	金属くず業条例（昭和26年条例第39号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 届済証交付年月日、2 届済証番号、3 返納年月日、4 代表者又は個人の住所・氏名・生年月日、5 営業所の名称、6 営業所の所在地、7 法人の名称、8 法人の事務所所在地、9 従業員届済証交付年月日、10 番号、11 従業員の住所・氏名・生年月日、12 異動事項、13 扱者印、14 個人・法人代表者写真、15 備考
記録範囲	金属くず業、金属くず業従業員に関する届出書を提出した者
記録情報の収集方法	届出者等が提出した届出書及びその他法令に基づき収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部 総務部総務課（警察情報公開センター）
	(所在地) 〒730-8507 広島市中区基町9-42
訂正及び利用停止に関する他の法令等の規定による特別の手続き等	4 から 8、11 の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属くず業条例第 6 条第 2 項及び金属くず業条例施行規則（昭和31年公安委員会規則第 9 号）第 5 条による。

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 広島県警察本部総務部総務課 (警察情報公開センター) (所在地) 〒730-8507 広島市中区基町 9-42	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		